

改正 平成29年3月1日 原規総発第1703011号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のとおり改正する。

平成29年3月1日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように改める。

附 則

この規程は平成29年3月1日から施行する。

(別添)

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

改正後						改正前					
第1条～第46条 (略)						第1条～第46条 (略)					
別表第1・2 (略)						別表第1・2 (略)					
別表第3 (原子力規制法令)						別表第3 (原子力規制法令)					
(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係						(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1～182	(略)					1～182	(略)				
<u>183</u>	<u>保障措置室</u>	<u>原子炉等規制法第61条の23第1項 (第61条の23の20において準用する場合を含む。)の規定による立入検査 (あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。) に関すること。</u>	<u>主管部等の長</u>		<u>要</u>	(新設)					
<u>184～447</u>	(略)					<u>183～446</u>	(略)				

(2)・(3) (略) 別表第4～6 (略) 様式第1～12 (略)	(2)・(3) (略) 別表第3～6 (略) 様式第1～12 (略)
--	--